

第6章 学生支援

1. 現状の説明

(1) 学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう学生支援に関する方針を明確に定めているか。

本学では学則の第1条に基づき、学生支援とは、学生がその本分である学業が全うできるための「修学支援・生活支援」と、社会からの要請に応えた自立した社会人を送り出すための「キャリア形成支援」の両面から学生の人間の成長を促す支援を行うものであると位置付けている。（資料6-1）。

この理念に基づき、2009（平成21）年度に「これからの学生支援に関する指針」を策定した。その指針の柱は、次のとおりである（資料6-2）。

- ① 学生中心の大学づくりと学生の大学満足度を高めるために、学生のニーズと満足度を知り、充実化をはかる。
- ② 奨学金等を充実することによる経済的側面からの修学支援をする。
- ③ 学生が「なんでも相談」のできる体制づくりの充実化、及び欠席過多学生へのフォローをすることにより、修学意欲を向上させること。
- ④ 主に正課外活動を軸とした学生の人格形成の向上に寄与する支援をする。
- ⑤ キャリア形成支援（学生が主体的に進路選択をし、自己実現できる）をする。

学生支援に係る中心的組織として学生部を設けており、学生部内に学生課、健康管理を行う保健室、多様な相談に対応する学生相談室、キャリア形成支援を行う就職課を置いている。

委員会としては、学生支援における基本的方策及び重要事項について審議し、全学的かつ長期的視点に立ち検討する学生支援委員会を設置している（資料6-3）。上記「5つの柱」については、この学生支援委員会で決議されたものである。

その他の委員会としては、奨学金に関する基本的方策及び重要事項について審議し、全学的かつ長期的視点に立ち検討する奨学金委員会、学生相談に関する円滑な運営を行うための学生相談員委員会を設置している（資料6-4、資料6-5）。

また、各学科・専攻に置かれる研究室のほか、上野毛キャンパスには美術学部事務室・造形表現学部事務部、教学面をサポートする教務部教務課・学務課、外国人留学生の支援を行う教務部国際交流室等の各部署においても学生支援を行っている。

(2) 学生への修学支援は適切に行われているか。

本学では様々なサポート体制や制度を整備し、学生が充実した学生生活を過ごせるよう修学支援にあたっている。

ア. 留年者及び休・退学者の状況把握と対処の適切性

a. 休退学受付対応及び退学者数の推移

休退学については、①各学部の事務室に申請受付をし、②原則として所属学科の担当教員が学生と面接を行った上で、③手続きを行うこととしている。

面接の際には、休退学の理由の確認等を行っている。それは学生にとり、より良い選択であったのかを精査するためだけでなく、大学として今後の学生支援に生かすことも

目的としている（資料6-6）。

なお、健康上の理由等により大学へ登校することが難しい学生には、電話での面談をする等柔軟に対応している。

健康上の理由により休学をしている学生については、復学直前期の3月に学生相談室よりカウンセリングの案内をする等復学後のフォローにも努めている（資料6-7）。

b. 欠席過多学生対応

本学における退学者の理由については、家庭事情・経済事情・進路変更のほか、学業不振や不適応といった場合も少なからずいる。ポジティブに退学をする場合は別として、ネガティブに辞めざるを得ない学生への予防的措置として、2011（平成23）年度より欠席過多学生への支援策を講じている。

学業不振や不適応といった退学に繋がる兆候の一つとして、「欠席過多」が考えられる。その学生の早期発見と予防的措置を講ずることにより、退学者を減少させることに繋がると考えている。

各研究室・学生課・学生相談室の連携により、欠席過多学生・保証人への連絡、面接、カウンセリング等を行っている（資料6-8）。

イ. 補習・補充教育に関する支援体制とその実施

補充教育については全学統一のプログラムは有していないが、本学の特徴である各学科の充実した専門教育カリキュラム内に様々な補充的要素を組み入れて実施している。例えば、彫刻学科における古都・奈良の美術見学をする「古美術研究」、環境デザイン学科における学外建築物の見学、芸術学科における美術館見学及び鑑賞、演劇舞踊デザイン学科における舞台見学等が挙げられる（資料6-9 例：p.67）。

また、補習教育の一環として、学生支援プログラム等の実施が挙げられる。学生のニーズを把握する中で、「コミュニケーションの取り方、伝え方」「相手に伝わる文章のあり方」がわからない学生が多くおり、学生支援プログラムとして「話し方講座」「文章の書き方講座」を実施している。アンケート結果においても、学生の習得値の向上が見られる（資料6-10、資料6-11）。

ウ. 障がいのある学生に対する修学支援措置の適切性

本学では障がいを持つ学生が複数名在籍しており、個別に対応を行っている（資料6-12）。

入学試験での配慮を希望する受験生は、出願前に入学センターに支援を申し出ることにより、状況に応じて特別措置を受けられる。

入学後に支援を必要とする場合には、入学手続き時に学生課へ申し出ることにより、教務課・学生課・研究室が連携をして個々の状態に応じて修学支援を受けることができる。

a. ノートテイクによる授業支援及びノートテイカーの養成

本学学生で障がいをもつ学生のうち、最も人数が多いのは聴覚障がいを持つ学生である。1998（平成10）年度より学生ボランティア（無償）を取り入れて、ノートテイク（要約筆記）を行っている。

学生ボランティア（テイカー）の募集・ノートテイク技術養成・要支援授業へのテイカーの配置は、学生課にて行っている。

ノートテイクを必要とする学生が多く、学生ボランティア（無償）のみで対応できな

い場合には、教務課と連携の上、学外団体に依頼し情報保障を行ってきた。

しかし、本学学生によるノートテイクの方が美術の講義内容・専門用語をより理解しているため、情報保障の質向上の観点から、より多くの学生の参加登録を必要としていた。その点を踏まえて、2013（平成 25）年度よりノートテイクを有償化したことに伴い登録学生が約 2 倍に増加した。聴覚障がい学生の在籍及び要支援授業が最も多かった 2012（平成 24）年度には、延べ 197 回のノートテイクを実施している（資料 6-13）。

また、教務課を通じて授業担当教員への周知を図り、レジユメの用意等授業への配慮を行っている。

b. 身体障がい、発達障がい学生への個別対応

聴覚障がいを除く身体障がい、及び発達障がいを持つ学生も複数名在籍している。

身体障がいを持つ学生のうち車イスを使用する場合には、バリアフリーに配慮するべく、建物入口等の段差へのスロープ設置、事務窓口的車イス対応カウンターの設置、教室に車イス対応席を設置、個別の要請にあわせて自家用車通学を認める等の対応を行っている。

発達障がいを持つ学生については、診断書の有無、学生本人からの支援要請の有無等によって対応は異なるが、基本的には学生課にて相談を受け付け、研究室及び教務課と連携して個別の要請にあわせて対応を行っている。

また、本人から発達障がいの申し出はなくとも、学生課・保健室・就職課の各部署が学生相談室と連携し、配慮が必要な学生の早期発見や共有を随時行っている。

エ. 奨学金等の経済的支援措置の適切性

各種奨学金等についての情報提供は、学生課・美術学部事務室・造形表現学部事務部の掲示板及び Web サイトにて行っている。また、年度当初に全学生に配布する「学生ハンドブック」（美術学部・大学院）及び「学生便覧」（造形表現学部）にも掲載している。

受験生に対しては、入学案内の各種資料への掲載、オープンキャンパスでの資料掲示及び奨学金担当者による個別相談受付を行い周知している。

a. 本学独自奨学金、授業料減免制度

本学では長年にわたり経済的支援及び学業成績優秀者の顕彰を目的に、独自奨学金を設けて修学支援を行ってきた。

家計急変者への緊急支援体制を整えるため、2009（平成 21）年度に「緊急奨学金」（現：緊急支援制度）を新設した。

また、2013（平成 25）年度には本学奨学金及び授業料減免制度に関する拡充を行い、これにより、適用人数も大幅に増加した（資料 6-14）。

b. 日本学生支援機構奨学金

日本学生支援機構奨学金は、在学生のうち約 35%の学生が利用しており、最も利用割合の高い奨学金制度である。出願時・採用時・貸与終了時には説明会を実施し、奨学生の参加を義務付け、返還に関する意識を高めるよう指導している（資料 6-15）。

また、機構が実施する優秀学生顕彰事業については、事業開始当初より研究室と連携をして、毎年積極的に応募し、多くの実績を残している（資料 6-16）。

c. 地方公共団体・民間奨学金

美術大学の特性もあり、美術関係財団より大学を通じて募集されるものが多い。その

際、研究室との連携により、積極的に学生が応募をしている。

各地方公共団体より奨学金の募集がなされている場合についても、積極的に情報提供を行っている。

d. 私費外国人留学生対象の奨学金

私費外国人留学生を対象とした奨学金については、留学生担当部署である教務部国際交流室が積極的に告知・募集を行っている。

(3) 学生の生活支援は適切に行われているか。

ア. 心身の健康保持・増進及び安全・衛生への配慮

a. 保健室での配慮

保健室を中心に学生の健康を保持し、増進するための活動を行っている。

通常業務として「医療機関紹介」「健康相談（健康面・精神面）」「健康診断証明書発行」「健康情報の提供」「傷病者の応急手当・救急搬送」等を行っている。学内行事開催時には救護、並びに衛生指導を行っている。

美術大学の特性でもある作品制作については、工具等を使用する場合がある。制作中のケガに対する安全・衛生への配慮の一環として、急病・事故発生時の救急対応が挙げられる。救急対応については、保健室・学生課・研究室と連携し対応すべく、緊急時のマニュアルとして研究室に周知されている（資料6-17）。

八王子キャンパスの保健室では、授業時においては平日 8:50~20:50、土曜日 10:30~18:30 を開室時間とし、看護師が常駐している。

また、上野毛キャンパスの保健室では、授業時においては平日・土曜とも 9:30~21:30 を開室時間とし、看護師が常駐している。

b. 診断の実施及び未受診者、要精密検査者フォロー

学生の健康管理の中核をなす健康診断については、年度初めのオリエンテーション期間に全学生対象として実施している。美術学部・大学院においては、毎年 95%以上の学生が受診をする（資料6-18）。

健康診断未受診者及び健康診断受診結果による要精密検査者については、保健室より直接電話にて呼び出しをし、フォローを行っている。未受診者には各自医療機関で受診し、健康診断結果を提出するよう指導を行っている。

c. 校医健康相談

月に2回（第2・第4火曜日）、校医健康相談を実施している。健康診断において所見のある学生、及び健康相談を希望する学生については、保健室で予約受付の上、実施している。

d. 電話による24時間健康相談サービス

本学では自宅外（下宿）学生も多く、一人暮らしの学生への健康サポートが必要不可欠である。健康相談における更なる支援向上を目指し、専門業者との委託契約を結び、2014年4月より「多摩美24H健康相談・ホットライン」を開設した。

これにより、24時間の支援が可能となるとともに、学内関係者への相談は心理的抵抗がある学生もいる場合を考慮して、学内だけでなく学外を含めた複数のアクセスを確保し、体制を整備した。

e. 救急法救急員養成講習会、AED講習会

夏季休暇期間を利用し、主に課外活動中等でのケガに備えることを目的として実施している。クラブ・サークル代表者、大学祭（芸術祭）関係者及び教職員の約40名が参加をしている。

また、10月期にはAED講習会を実施しており、同じく約40名の関係者が参加をしている。

f. 学生教育研究災害傷害保険への加入

「学生教育研究災害傷害保険」について、保険料を全額大学負担の上、入学時一括加入をしており、作品制作中等でのケガに備えている。

g. 学生相談室での相談受付

2014（平成26）年度は両キャンパス併せて、精神科医2名、臨床心理士5名の体制で実施している（資料6-19）。上野毛キャンパスには、2014（平成26）年度より「キャンパスソーシャルワーカー」を配置した。

相談件数についての詳細は、資料のとおりである（資料6-20 p.11・p.41）。年間の対応件数は年々増加傾向にある。

ファカルティ・ディベロップメント（FD）及びスタッフ・ディベロップメント（SD）の一環として教職員に向けて、学内外より講師を招聘し「学生相談研修会」（資料6-21）を開催するほか、学生相談室の相談実績及び状況等の学内への周知として「学生相談室報告書」を年次発行し、全教職員に配布している。

相談受付については、各相談室窓口への来訪、電話・メールにて対応している。そのほか学生課・造形表現事務部等の事務担当部署や保健室、研究室へ学生が相談に訪れた際、支援が必要な場合には学生相談室の情報提供を行うことや同行する等をして、学生相談室との連携を図っている。特に研究室においては、学生の不登校や各種相談事項がある場合、学生相談室に研究室より相談が寄せられることもあり、その相談についても対応している。

また、学生に向けては、心理相談以外にも、学生相談室主催の「アートセラピー」「心理グループワーク」等を実施している。「自己と他者の理解」を深めるとともに、学生相談室を身近に感じてもらうことを目的としている。上野毛キャンパスでは、月に一度程度、カウンセラーによるティータイムを実施し、気軽に相談室を来訪できる環境づくりに努めている。

イ. ハラスメント防止のための措置

a. ハラスメント防止委員会設置

本学では2005（平成17）年度より「多摩美術大学ハラスメント防止規程」を制定し、ハラスメントへの相談窓口を明確化した。

「多摩美術大学ハラスメント防止規程」の適用範囲は教職員・学生だけでなく、受入研究者、学生の保護者、委託業者等とし、セクシュアル・ハラスメントだけでなく、アカデミック・ハラスメントにも対応可能となっている。また、当事者における誠実義務、プライバシー保護の義務付け、不利益取り扱いの禁止を定め、有効性を高める措置を採っている。

上記規程に基づき、理事長・学長により招集される「ハラスメント防止委員会」を設

置している。理事長・学長と直結にすることにより、学生の進級や単位認定、教職員の処遇等緊急避難措置を可能とした。委員会構成については事案に係る学内関係者のほか、医師・カウンセラー、法律に係る専門家、その他必要な者の出席を求めることが可能とした。また、性別に配慮し構成することを規定し、公正性を担保した（資料6-22）。

b. ハラスメント相談窓口の設置

本学では学生が相談しやすい事務担当部署・学生相談室・研究室の各学内窓口にて相談することを可能としている。メールによる相談も可能とするために、キャンパスごとに専用メールアドレスを設けている。

また、学内関係者への相談は、相談者の心理的抵抗もあることが予想されるため、学外窓口となる「多摩美ハラスメント・ホットライン」を設け、複数のアクセスを確保している。学外窓口は専門業者との委託契約を結んでおり、電話相談・Web相談が可能としている。

学生ハンドブック及び学生便覧において、委員会等を明記するほか、本学 Web サイトにて周知を行っている。さらに「多摩美ハラスメント・ホットライン」についての周知は、相談連絡先を明記した名刺サイズの携帯可能な印刷物も配布している（資料6-23 p.160、資料6-24）。

ウ. 課外活動への支援

a. 大学祭「芸術祭」

大学祭については毎年11月上旬に八王子・上野毛両キャンパスにて、美術大学の特性を生かし「芸術祭」の名称で開催している。学生による芸術祭実行委員会が主体となり企画・運営を行っている。

大学としては、学生支援部署及び学内施設管理部署を中心に、6月頃より学生と会議を行い、運営や実施についての実務的な支援を行うとともに、両キャンパス計560万円の援助をしている。

また、近隣地域との交流を深めるため、町内会経由等により大学祭開催のチラシを配布している。近隣地域からの来場者には、大学祭で使用できるよう500円分の「お買い物券」を提供している。

在籍学生数が多く、校地面積も広い八王子キャンパスでは、毎年3日間で延べ2万5千人の来場者がある。

b. クラブ・サークル活動

クラブ・サークル運営・活動の活発化を図るため、2012（平成24）年度に「クラブ・サークル活動に関する取り決め」を制定した。団体設立、運営、公認団体への昇格・降格、団体解散等について定め、それまで流動的であったクラブ・サークルの運営が確立されるとともに、より明確となった。

公認クラブとしては体育連合会13団体、文化連合会22団体が組織されており、未公認サークル団体としては9団体が設立されている。合計して在籍学生の約3割が属している。

必要な経費については、学生の自治団体である「学生会」から運営費の援助を受けるとともに、公認クラブ・サークルについては大学からも「クラブ活動援助金」（年額総計200万円）として援助を行っている。

4月の新入生オリエンテーション期間中に、学生会主催の「クラブ紹介」の時間を設け、学生の課外活動参加を促進している。

公認クラブに関する活動支援の一環として、クラブ代表者のリーダーシップ養成のために学生課主催の「リーダーズキャンプ」を年1回開催し、クラブの組織作りを支援している。

また、週1回行われる「文・体連会議」及び年2回行われる「クラブ・サークル連絡会」において、大学からの連絡及び学生からの要望を受ける機会を設けて学生との双方の関係性も構築している。

c. ボランティア推進

本学では美術大学の特性から、地域の関係機関（自治体、警察、自治会等）や障がい者利用施設等からの壁画制作・飾り物制作等の依頼が多く、学生が主体的に関わるよう支援している。

エ. 学生生活向上への配慮

a. 学生生活調査

学生の実態把握及び学生の満足度を高める施策を行うため、4年に一度、「学生支援委員会」が中心となり「学生生活調査」を実施している。前回調査は2012（平成24）年度に実施したため、次回調査は2016（平成28）年度の予定である。

調査時期については、前々回（2008年度）調査まで当該年度新入生にも回答可能にするべく12月に実施しており回収率は約50%前後であったが、前回（2012年度）調査より、多くの学生から回答を得るために調査回収時期を変更した。①2011（平成23）年度学部1年～3年については、2012（平成24）年4月のオリエンテーション期間にて配布回収を行った。②2011（平成23）年度学部4年については、2012（平成24）年3月に配布回収をすることとした。その結果、2012（平成24）年度の調査回収率は、両キャンパスの総計で69.2%となり増加した。

調査内容としては、通学時間・家賃・制作時間・制作費用等の生活実態を把握する基礎資料としての側面と、各施設・教職員の対応等学生生活の満足度を把握する側面といった2つが挙げられ、今後における指針を立案するのに寄与している。また、調査票には「自由記述欄」を設け、大学に対する学生の自由に率直な意見を把握することとした。

調査結果については、「学生生活調査報告書」として、全教職員に配布するとともに、学生向けには簡易版を掲示にて報告を行った（資料6-25）。

学生支援委員会において、2012（平成24）年度の調査結果に基づき、特に意見の多かった「食堂」「画材販売店」については、他大学等の状況を調査し参考とする等改善を検討中である。

b. 「意見箱」の設置

「意見箱」については、学生支援委員会にて「学生の状況把握と要望・ニーズ等を受け取る施策」の一環として、設置の検討を重ね、2010（平成22）年12月より試験的実施の後、2011（平成23）年度より本格的に導入した。学生から要望・提案を投稿・反映できる「受け皿」とともに、学生にとり、「満足度の高い大学」を目指し設置を行った。

「意見箱」及び「意見シート」は両キャンパスの学生支援部署近くに設置し、「学生ハンドブック」、「学生便覧」及びWebサイトにて周知をしている。

意見を随時受け付けることにより、緊急性の高い問題の把握と早急な対応を可能にした。大学運営への学生の積極的参加を促し、主体的で建設的な意見を投稿させることを目的としており、無記名、具体性のないものについては取り扱わないこととしている。

c. 住環境への配慮

本学学生の43%が自宅外（下宿）学生である。2014（平成26）年度には八王子キャンパス・上野毛キャンパスともにアパート・マンションの不動産提携業者2社ずつ計4社を設けて、学生が選択しやすいよう配慮をしている。

近年、学生・保護者より寮に対するニーズが高く、それに応えるため、2014（平成26）年12月に「多摩美術大学優先寮」を設置した。在学生・新入生合わせて50室を用意し、将来的には137室を用意する予定である。

今後も学生・保護者のニーズに合わせ対応をしていく。

(4) 学生の進路支援は適切に行われているか。

本学では学生一人ひとりへの「個別学生支援」に重点を置き、学生が主体的に進路選択をし、自己実現できるよう支援をしている。

卒業後の進路先の特徴としては企業への就職だけではなく、美術教育の指導者を担う教員、更なる表現活動を求めて大学院への進学や海外への留学、「作家」を目指し創作活動の継続等が挙げられる。

就職希望学生は全体の約6割であり、クリエイターとして今まで培われた感性や専門性を生かし、各分野・業界のデザイナー、ディレクター、プロデューサー等で活躍をしている。また、企業に属さずフリーランスで活動する者、個人事務所を設立する者もあり、就職先としても多種多様である。各学科・専攻により専門分野が異なるため、進路先・就職先や業種・職種等にも各学科・専攻の特色がある。

就職、進学、作家等の進路を希望している学生に対して、各学科の担当教員と就職担当部署が連携をとりながら支援している（資料6-26、資料6-27）。

ア. キャリア支援に関する組織体制の整備

キャリア（進路・就職）支援は学部・大学院ともに就職課を中心に行っている。学生支援における基本的方策及び重要事項について審議し、全学的かつ長期的視点に立ち検討する学生支援委員会が設置されているほか、各学科の進路指導担当教員から組織される「進路・就職推進懇話会」を2010（平成22）年度に設置した。

進路・就職推進懇話会では、進路全般の支援から就職活動における諸問題の解決等を意見交換しながらキャリア支援に取り組んでいる。

イ. 進路選択に関わる指導・ガイダンスの実施

a. 各種ガイダンス・講座

ガイダンス・各種講座の実施状況は資料のとおりである（資料6-28、資料6-29）。

ガイダンスは、学生の動向を配慮して複数回で開催しており、学生の参加人数は非常に多い。各ガイダンスにおいては進路選択や就職活動の段階を考え、①キャリア形成②進路選択の明確化③実践講座、といった道筋で実施しており、本学の特色を踏まえた上で、より適切な情報提供・指導を行っている。常に学生のニーズや社会の要請に応じて柔軟に内容を変化させ、かつ追加させている（資料6-30）。

① キャリア形成

1・2年次より「進路ガイダンス」、「キャリアガイダンス」、「就職ガイダンス」、職業適性をはかる「キャリアマップ」を実施し、自己のキャリア形成と希望進路を実現するための考え方やプロセスを指導している。

② 進路選択の明確化

3年次では進路・就職ガイダンスを実施した後、教員、大学院への進学、留学等の進路選択をしている学生には、各学生支援部署職員や教員による進路別ガイダンスを開催する等、企業就職希望以外の学生にも適切な情報提供を積極的に行っている。また、海外への留学を経験した学生を招いた講演も行っており、より進路選択を明確化できるよう取り組んでいる。

③ 実践講座

就職希望学生においては、専門分野に直結したデザイナーの希望が多い。デザイナーの採用状況は他の職種とは異なっており、採用人数も若干名といった厳選採用となる。採用試験において筆記試験や面接以外にも今まで制作した作品集（ポートフォリオ）の提出や課題試験、実技試験等がある。採用試験に応じて画一的な内容のガイダンスではなく、より実践的な講座を開催している。

自己分析・業界研究講座だけではなく、デザイナー採用に必要なポートフォリオの講座等も実施している。また、筆記試験対策の模擬試験では試験料を全学大学負担として、より多くの学生が受けられるよう体制を整えている。

ガイダンス以外にも内定者報告会を実施しており、内定を受けた学生を招き、どのような就職活動を行ってきたか、苦労したこと等就職活動を控えた3年次生に対するアドバイスを行っている。

学内でのOB・OG交流会（業界セミナー・企業説明会）では、企業概要や採用情報を提供するだけではなく、実際に「職場ではどのような仕事をしているのか」、「どのような作品（商品）を手掛けているか」等の具体的な説明により、学生との双方向の交流を軸としている。これらを通じて自らのキャリアビジョンを磨き、学生自身のキャリア形成の明確化に繋げるとともに、今後の進路選択の有効な手段づくりにも役立てている。社会との関わりをベースとして更なる「就業意識」を形成させるためにも、合同での企業説明会を実施しておらず、企業ごとの特色を活かした一日一社による単独での説明会を開催している（資料6-31、資料6-32）。

ウ. 個別進路相談

就職課専任職員のほかに進路就職相談担当のアドバイザー3名をあわせて配置し、進路に関する個別相談を行っている。学生により就職活動の状況や相談内容も異なるため、一定の相談時間を設けず、その状況に合わせて対応している。進路や就職に関する相談のほかに書類添削、模擬面接等を行い、対応した内容については職員全員が情報を共有することにより、どの職員でもその後の対応ができるようにしている。美術大学の場合、進路相談についても希望職種の専門性や特殊性に関する知識が必要とされる。職員が企業訪問・企業対応・各種研修会・過去の事例等を共有しながら、進路相談にあたることできめ細やかな対応を行っている（資料6-33）。

3年次における6月、10月・11月期には、主に就職希望者を対象とした登録面接を

実施し、学生一人ひとりの状況に応じながら適切な指導を行っている。

障がいをもつ学生やメンタル面で配慮が必要な学生の支援を目的として、就職課・学生課・学生相談室・保健室の担当職員が月1回ケース会議を行い、学生の状況を共有している。

また、新卒応援ハローワークと連携しながら「新卒応援ハローワークによる相談会」を平均月1回開催し、外部組織との協力も活用し進路支援を行っている。

2. 点検・評価

●基準6の充足状況

学生支援においては、基本的方策及び重要事項について審議し、全学的かつ長期的視点に立ち検討する学生支援委員会を基に、学生部と研究室との連携により大学全体で体系的に行っている。

修学支援については、学生支援委員会以外にも奨学金委員会を基に、学生部と研究室との連携により支援を行っている。

生活支援については、学生支援委員会以外にも学生相談員委員会を基に、心身の健康保持・増進及び安全・衛生への配慮を保健室、学生相談室、学生課が研究室との連携により図られている。また、ハラスメント防止のための措置においては、全学的な防止宣言、防止委員会、及び各種相談窓口の設置等をしている。

進路支援については、学生支援委員会以外にも「進路・就職推進懇話会」及び個別相談指導を基に、全学的支援及びきめ細やかな個別支援の両面を行っている。

以上のことから、学生支援において同基準をおおむね充足している。

① 効果が上がっている事項

[修学支援：障がいのある学生に対する修学支援措置]

聴覚に障がいをもつ学生への情報保障としてノートテイク(要約筆記)を行っているが、2013(平成25)年度よりテイカーを無償ボランティアから有償化とし登録学生が倍増した。この取り組みにより、情報保障の質を高めるとともに、ノートテイクの実施回数が増加するという効果が表れている。

[修学支援：奨学金等の経済的支援措置]

家計急変者への緊急支援体制を整えるため、2009(平成21)年度に「緊急奨学金」(現：緊急支援制度)を設置した。毎年数件の適用があり、学生への学業継続支援の効果が表れている(資料6-34)。

また、2013(平成25)年度には本学奨学金・授業料減免制度に関する拡充を行い、これにより、適用人数が大幅に増加するといった支援の効果が表れている(資料6-35)。

[進路支援：進路選択に関わる指導・ガイダンスの実施]

就職課専任職員及びアドバイザー3名により、進路支援の体制を整えている。学生により就職活動の状況、相談内容も異なるため、一定の相談時間を設けず、一人ひとりその状況にあわせて支援を行っている。本学では対応遅延等を避けるために全職員が進路相談を優先に業務を行っている。

これらの取り組みにより、相談件数は登録面接を合わせて、のべ年間4,000件を超えており、学生のニーズに沿った支援の効果が表れている。

② 改善すべき事項

【修学支援：留年者及び休・退学者の状況把握】

欠席過多学生対応について、2011（平成 23）年度より実施をしたが、長期的視点で見なくてはならないものの、効果測定等が現段階では不十分であるという課題がある。

【生活支援：住環境への配慮】

近年、学生・保護者より、寮に対するニーズが高く、それに応えるために 2014（平成 26）年 12 月に「多摩美術大学優先寮」を設置した。43%の学生が自宅外（下宿）である本学の現状を鑑み、学生のニーズをより正確に把握すべき課題がある。

【進路支援：進路選択に関わる指導】

求人情報開示については、紙媒体の求人票と Web での情報開示をしているが、現在の Web での開示方法では、紙媒体求人票の利点である詳細さが網羅できていない部分がある。本来ならば直接求人票を閲覧するのが望ましいが、学生の Web 利用ニーズに応じていくためには、より確かな情報を提供できる新たな Web サービスの構築が課題である。

3. 将来に向けた発展方策

① 効果が上がっている事項

【修学支援：障がいのある学生に対する修学支援措置】

聴覚に障がいをもつ学生への情報保障として、有償化による登録学生が増加したことを受けて、その他の障がいをもつ学生にも同様な支援・取り組みが可能かを検証し、学生支援委員会を主体として、多様な学生（ダイバーシティ）への受け入れ、支援を行っている。

【修学支援：奨学金等の経済的支援措置】

2009（平成 21）年度及び 2013（平成 25）年度において、本学奨学金・授業料減免制度の新設及び拡充を行ってきた。

現段階では、新入生が入学時より適用となる本学奨学金・減免制度が整備されていない状況にある。今後は、特に進学にあたって初期費用のかかる地方からの本学進学希望者についての進学意欲を高める効果のある経済支援制度の新設について、奨学金委員会を主体として行い、多様で有能な学生を確保する。

【進路支援：進路選択に関わる指導・ガイダンスの実施】

本学が重要視している個別面談をより適切に進めることができるように 1・2 年次からの進路選択の明確化やキャリアビジョンの確立を目的としたガイダンスや講座を実施してきた。

更に一層の効果を上げるべく、ガイダンスや講座の充実を図っていく。そのためには、学生支援委員会を主体として、現在のガイダンスや講座の内容及び学生のニーズを検証、並びに見直しを行い、新たな充実したキャリア形成支援を行う。

② 改善すべき事項

【修学支援：留年者及び休・退学者の状況把握】

欠席過多学生のその後の状況について、追跡調査をするとともに、近年における退学者の事例を更なる分析を行うことにより、欠席過多学生の対応が円滑に行っていたかを精査する。

学生支援委員会を主体として、対応方法等の見直し・改善を検討し、不適応等不本意ながら退学した学生数を減少させる。

【生活支援：住環境への配慮】

学生にアンケート等を実施して、具体的な状況を把握の上、関係部署及び学生支援委員会を基に、新たな住環境支援を策定して実行する。

【進路支援：進路選択に関わる指導】

全学向けシステムの再編を行う際、求人情報開示について、学生が紙ベースでの詳細な情報を Web システム上に反映できるようにする。学内情報システム改革組織及び就職課を基に、よりわかりやすく、いつでも入手できるよう多くの求人情報や就職関連情報等を学生に提供する。

4. 根拠資料

- 6-1 多摩美術大学学則（既出 資料 1-1）
- 6-2 「これからの学生支援に関する指針」
- 6-3 多摩美術大学学生支援委員会規程
- 6-4 多摩美術大学奨学金委員会規程
- 6-5 多摩美術大学学生相談室規程
- 6-6 近年における退学者の状況・推移について
- 6-7 復学者への通知文
- 6-8 欠席過多学生対応フローチャート
- 6-9 美術学部 履修案内（八王子キャンパス）2014（既出 資料 1-7）
- 6-10 学生支援プログラム「話し方講座」「書き方講座」
- 6-11 学生支援プログラム「話し方講座」「書き方講座」実施報告
- 6-12 本学での障がいをもつ学生数について
- 6-13 ノートテイク実施状況について
- 6-14 多摩美術大学奨学金・減免制度について
- 6-15 日本学生支援機構奨学金奨学生数
- 6-16 日本学生支援機構 優秀学生顕彰事業 実績
- 6-17 急病・事故発生時の連絡方法について
- 6-18 健康診断受診者状況実績
- 6-19 学生相談室のご案内 2014
- 6-20 学生相談室報告書 第 10 号（2013 年度）
- 6-21 学生相談研修会内容一覧
- 6-22 多摩美術大学ハラスメント防止規程
- 6-23 学生ハンドブック 2014 （既出 資料 1-6）
- 6-24 多摩美ハラスメント・ホットライン
- 6-25 2012 年 多摩美術大学 学生生活調査 報告書
- 6-26 2013（平成 25）年度進路実績
- 6-27 平成 27 年度 就職資料集
- 6-28 2013（平成 25）年度生対象ガイダンス等一覧

- 6-29 進路・就職ガイダンス・講座実績
- 6-30 平成27年度 学生就職手帳
- 6-31 企業説明会実施状況一覧
- 6-32 Textbook for the Recruit guidance 2016
- 6-33 進路・就職相談実績
- 6-34 多摩美術大学緊急奨学金（現：緊急支援制度）実績
- 6-35 本学奨学金・授業料減免制度の変遷